

栃木県立足利特別支援学校 いじめ防止基本方針

改定 令和2(2020)年4月

はじめに

本校では、「栃木県いじめ防止基本方針」を受けて、「いじめはどの児童生徒にも、どの学校でも起こりうるものである」という考えに基づき、児童生徒の人間としての尊厳を守りながら、いじめのない学校づくりに取り組みます。

いじめ防止のための組織として、「いじめ対策委員会」を組織し、学校、家庭、地域、関係諸機関が連携協力しながら、「安全で安心できる学校づくり」に向け、学校の教育活動全体を通して、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促すとともに、いじめの早期解決に向け組織的対応に取り組みます。

特に、重大事態が発生した場合には、調査、報告、組織的対応等について教育委員会及び関係諸機関と連携協力を図りながら対処していきます。

1 いじめの未然防止に向けて

- 学校の教育活動全体を通して、全ての児童生徒に道徳性を育ませることに努め、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養います。
- 学業指導の充実を図り、児童生徒に分かりやすい授業を実施することにより、いじめの背景の一要因である学業不振からくるストレス等の解消に向け適切に対処します。
- 児童生徒の集団づくりや体験活動等の充実を図ることにより、自己肯定感や充実感を感じられる学校生活づくりをします。
- 教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがないように、教職員の人権感覚を磨くとともに指導に細心の注意を払います。
- インターネットのもつ利便性と危険性を理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導します。

2 いじめの早期発見に向けて

- 児童生徒の行動や態度の変化を細かく観察し、いじめの可能性を感じさせるとんな些細な兆候であっても見逃さないようにします。
- 定期的なアンケート調査や相談等により、いじめの疑いがあることを認識した場合は、組織的に対応します。
- 児童生徒との信頼関係を深め、いじめに関していつでも相談しやすい体制を整えます。
- 保護者との信頼関係の構築に努め、常時相談を受け付けて情報の共有を図ります。
- いじめに関する相談・通報等の学校の窓口は担任・学部主事・生徒指導主事・教頭とし、児童生徒、家庭、地域に明確に示します。

3 いじめの早期解決に向けて

- いじめを受けた児童生徒の安全を守り通します。同時に、その児童生徒や保護者の立場に立って対応します。
- いじめが確認された場合、組織的に学校全体で対応するために、全職員が事実の共通理解を図り、いじめ対策委員会及び関係学部とが連携協力し、いじめの早期解決に向けて取り組みます。
- 重大事態があることが確認された場合、家庭や教育委員会への連絡・相談や関係機関との連携を図ると共に、必要に応じて外部委員を加えたいじめ対策委員会の拡大委員会を開催します。
- いじめが解決した後も、いじめられた児童生徒、いじめた児童生徒の双方を継続的に指導・助言し、良好な人間関係の構築に努めます。

4 家庭や地域との連携について

- 学校、家庭、地域が一体となっていじめの問題への取り組みを推進するために、ホームページや各種のたより等を活用し、いじめ等に関する学校の取り組みを配信するなどの啓発活動を行い、情報交換や連携協力がしやすい環境づくりに努めます。

5 関係諸機関との連携について

- 教育相談の実施に当たり、必要に応じて専門機関との連携を積極的に図ります。また、児童生徒や保護者には、学校以外の相談窓口についても適切に周知します。